## 「奈良市第3次総合計画後期基本計画(案)」に対する意見募集の結果

「奈良市第3次総合計画後期基本計画」の策定にあたり、「奈良市第3次総合計画後期基本計画(案)」を公開して、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をいただき、ありがとうございました。

いただきましたご意見・ご提案の概要及びこれらに対する市の考え方は次の通りです。

#### 1. 意見募集の実施の概要

- ① 実施期間 平成17年12月1日(木)から平成17年12月28日(水)まで
- ② 提出できる方
  - 奈良市内に在住・在勤及び在学の人
  - 奈良市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 「奈良市第3次総合計画後期基本計画(案)」の公開場所
  - 市役所 情報公開室
  - 市のホームページ
- ④ 意見の提出方法
  - 様式は自由
  - 個人の場合は住所・氏名・電話番号を、法人及び団体の場合は、その名称及び代表者の 氏名・所在地・電話番号を記載
  - 提出方法は郵送・電子メール・ファックシミリ (電話は不可)
- ⑤ 意見の提出状況
  - (ア) 提出者 6人
  - (イ) 提出件数 38件
  - (ウ) 意見の内容
    - 総論に関する意見 1件
    - 各論第1章に関する意見 9件
    - 各論第2章に関する意見 1件
    - 各論第3章に関する意見 19件
    - 各論第4章に関する意見 8件

### 2. 意見の概要及び意見に対する奈良市の考え方

市民の皆様からいただいた主なご意見・ご提案の要点を「奈良市第3次総合計画後期基本計画(案)」(以下、「原案」とします。)の構成に沿って、項目ごとに整理集約しています。

# 総論

#### 第3章 人口フレーム

意見の概要	市の考え方	回答課
人口予測について、国内の人口が減少に転ずる時期に奈良市が右肩上がりに増えていくことに疑問を感じる。全体から見れば人口の維持が精一杯であり、むしろ人口が確実に半減する数十年後を視野に入れて、新たな宅地開発を規制し、既存の住宅地の有効利用を政策として行わないと、社会インフラの維持が出来なくなると考える。	このご意見につきましては、奈良市の人口は 右肩上がりではなく、当面は開発事業等の要因 により若干の増加は見込まれるものの、平成 20年の約37万5千人をピークに、減少傾向に なるものと予想し、その旨をすでに記述してい ますので、原案のままとしました。	企画政策課

# 各論

# 第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

# 第4節 平和

意見の概要	市の考え方	回答課
核兵器だけでなくすべての兵器がない	このご意見につきましては、奈良市の非核平	市民サービス課
状態を目指すべきで、「基本方針」の「核	和啓発事業は奈良市議会が昭和60年12月に決	
兵器のない平和な」を「ひとつの兵器も	議した「非核平和都市宣言」に基づくものであ	
ない」に変更すること。	り、同宣言の趣旨を尊重して進めるべきと考え	
	ますので、原案のままとしました。	
国際人道法のジュネーブ条約など国際	このご意見につきましては、国際法は、教科	市民サービス課
法を教育することを盛り込み、主な事業	書の中で国際社会のルールとして指導してお	学校教育課
として、国際法と憲法、国内法の関連を	り、日本国憲法や主な国内法については、教科	
整理したパンフレットを作成し、学校教	書の巻末資料や資料集等を活用して学習を進	
育や生涯教育などで活用すること。	めています。その趣旨を明らかにするため、次	
	の通り <b>修正しました。</b>	
	【修正前】「また、世代間交流や学校教育のな	
	かで、児童、生徒に戦争の惨禍を語り伝えてい	
	<.↓	
	$\downarrow$	
	【修正後】「また、世代間交流や学校教育のな	
	かで、児童・生徒に戦争の惨禍を語り伝え <u>、世</u>	
	界の平和と人類の福祉に貢献しようとする心	
	<u>を育てる。</u> 」	

## 第5節 市民参加

意見の概要	市の考え方	回答課
「現況と課題」の「1.」の文中「市政	このご意見につきましては、市民が市政を十	広報課
の情報を知ってもらう必要があり」を「市	分に把握し、適切な判断をするには、市政に関	
政の情報及び市の抱える問題、課題につ	する情報をわかりやすく積極的に提供するこ	
いても知ってもらう必要があり」にする	とが重要であり、その「市政の情報」には当然	
こと。	に「市の抱える問題、課題」を含むものであり	
	ますので、原案のままとしました。	
自治会組織は市民の 100%が入会して	このご意見につきましては、市民の意見や要	市民サービス課
いるわけでなく、また、市政への提言・	望が施策に反映できるように、すでに「基本方	企画政策課
要望は活動対象外で、実際に意見・要望	針」で市民参加システムの確立を図っていくこ	
をまとめる力(時間・知識)はない。そ	とを掲げ、「主な事業」として「タウンミーテ	
のため、市民の声を市政に反映する仕組	ィング」や「市民企画事業」を行うこととして	
みは、開かれた場所で直接に地域住民の	いますので、原案のままとしました。	
声を聞くこと、そして、自治会に頼らず、		

個別の問題に関心を持って活動している		
団体を中心に声を聞くことが効率的だ。		
奈良市の既存の連合自治会を解散し	自治会は地域住民の親睦と連帯意識を高め	市民サービス課
て、自治会の再編を促し、自治会の目的	る自主的任意団体であり、奈良市とは相互に協	
を明確にして自治会会長選挙を行う。自	調し、地域住民の福祉の向上と奉仕の精神で結	
治会の活動を公開し、提言や要望は奈良	ばれています。自治会運営は、同一地域に生活	
市全体の問題とし市政に生かしていく努	する住民が地縁共同体として連携して生活の	
力をする。自治会への入会は自由とし、	向上を図るものであり、自主的任意団体への市	
また入会しない住民の意見も聞き、市政	からの直接関与は住民への強制力を持ってし	
に対する意見が反映される環境を整え	まうことも考えられます。	
る。	また、自治会からの市への要望等については	
	地区連合会がある程度とりまとめ、要望をされ	
	ています。連合会と各自治会との連携を密にす	
	ることはもとより、市民と行政の役割分担も含	
	め住民の意見がまちづくりに反映されるよう	
	な環境づくりを検討しています。	
	以上のことから、このご意見につきまして	
	は、後期基本計画には規定せず、原案のままと	
	しました。	
情報公開は全ての事実を対象にし、企	このご意見につきましては、「主要な計画」	市民サービス課
画・検討段階から公開することが重要。	の「3.情報公開及び個人情報保護」において、	情報公開室
この段階から情報公開し、意見を求める	積極的に情報の開示並びに提供に努め関心を	
と市民の意見が反映されるものと期待が	高めることで、市政への市民参画の推進を図る	
高まり、市民の参画意欲が高まる。	こととしており、このことは企画・検討段階の	
	情報をも含みますので、原案のままとしまし	
	た。	
市民参画の具体性が感じられず、この	市民参画の具体的な施策としては、「主な事	市民サービス課
財政難の状況で達成されるのか疑問。	業」で「タウンミーティング」や「市民企画事	企画政策課
	業」を行うこととしており、さらにその他の具	
	体策についても今後検討していきます。また市	
	民参画は財政状況に関わらず推進する事業で	
	す。以上のことから、このご意見につきまして	
	は、原案のままとしました。	

#### 第8節 文化遺産の保護と継承

意見・提案の概要	意見に対する市の考え方	回答課
ジュネーブ条約、ハーグ条約などの国	このご意見につきましては、条約締結及びこ	文化財課
際法の下に文化遺産の保護を確実なもの	れに基づく義務の履行は国が行うことであり、	
とするために、国際法に基づいた条例を	市が独自に条例化できる事務の範囲を超えて	
制定すること。	いますので、原案のままとしました。	

### 第11節 学校教育の充実

意見の概要	市の考え方	回答課
学校給食に市内の農業生産者から食品	学校給食に地元の農産物を使用すること、す	学務課
を購入する制度を創設すること。	なわち「地産地消」は安全で安心な食材を子ど	
	もたちに提供することであり、また食育の観点	
	からも大変重要なことと認識しており、すでに	
	県、市の学校給食会を通じて県内産の農産物の	
	購入を実施しております。よって新たに制度の	
	創設を明記する必要はないと考えております	
	ので、原案のままとしました。	

## 第2章 福祉のまちづくり

### 第6節 保健・医療・衛生

意見の概要	市の考え方	回答課
市営斎場について、高齢化社会に必需	火葬場や墓地の建設は地元の理解と協力を	衛生課
の施設でありながら、奈良市は、他の諸	得ることが重要な問題であり、建設場所の選定	企画政策課
都市に比べ、かなり遅れている。また、	については慎重に検討してまいります。よって	道路整備課
中の川の市有地に分譲式の市民墓地公園	現段階では具体的な建設場所については、後期	
をつくり、その中に、告別式、遺体の短	基本計画に規定できませんので、原案のままと	
時間焼却できる施設をつくることが必	しました。〔衛生課〕	
要。そしてそのために、中の川―南木津	中ノ川地区の市有地の整備につきましては、	
線を早急に開通させるべき。	市民の皆様のご意見をうかがいながら、市民憩	
	いの森建設を含め、今後の整備方針を検討して	
	まいります。〔企画政策課〕	
	「中の川―南木津線」に関しましては、「第	
	3章 第6節 道路」の「主要な計画」の「3.	
	生活道路の新設、改良促進」において「中ノ川・	
	梅美台線」についてすでに記載していますの	
	で、原案のままとしました。〔道路整備課〕	

# 第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

#### 第1節 環境保全

意見の概要	市の考え方	回答課
「奈良市環境基本計画」の具体的目標	このご意見につきましては、「奈良市環境基	環境保全課
(項目・期限・責任者など)を設定して、	本計画」は平成 22 年度を目標年度として、7	
進捗管理し、「しみんだより」などで公	つの基本目標に沿って総合的に環境施策を体	
開すること。	系化しており、その推進において検討すべき事	
	項でありますので、原案のままとしました。	
環境ISOあるいはKESの取得によ	このご意見につきましては、「主な事業」の	環境保全課
る市役所内の環境活動を仕組みとして推	「地球温暖化対策庁内実行計画の推進」が、市	
進すること。	役所内の環境活動を推進する仕組みと考えま	
	すので、原案のままとしました。	
日本環境教育フォーラム、環境教育団	このご意見につきましては、総合計画の下で	環境保全課
体ナチュラルステップ、ネットワーク地	実施する具体的な施策において検討すべき事	
球村などの講習会へ参画による事例研究	項ですので、後期基本計画に規定せず、原案の	
と市民への啓発の場を設けること。	ままとしました。	

#### 第2節 環境清美

意見の概要	市の考え方	回答課
「基本方針」の「拡大生産者責任の徹	「循環型社会形成推進基本法」には一般原則	企画総務課
底と3尺リデュース・リユース・リサイ	として事業者の責務を規定しています(製品・	
クルの推進による循環型地域社会の構築	容器等の耐久性・設計の工夫・適正処分困難化	
が重要であり・・」を実現するための拡	の防止・循環利用)。また、「廃棄物処理法」で	
大生産者責任の具体策を明確にするこ	は事業者の責務として、「資源有効利用促進法」	
と。	では事業者の自主的取組等として規定してい	
	ます。このことから、拡大生産者責任の具体策	
	は、法等により規定されるべき内容であると思	
	われますので、「基本方針」では法の理念を記	
	述すれば十分と考え、原案のままとしました。	
リサイクルに関しては記載があるが、	「主要な計画」の「2. ごみ減量とリサイク	企画総務課
リデュースとリユースに関しては記載が	ル運動の促進」で、「廃棄物減量推進委員制度	
ないのでリサイクルより重要なこれら2	の確立により、廃棄物発生抑制」として、リデ	
項目 (リデュースとリユース) について	ュース(発生抑制)を記載し、また、「不用品	
の具体策を明確にすること。	交換制度の整備促進」として、物の再使用につ	
	ながる具体策を明確にしていますので、原案の	
	ままとしました。	
リサイクル工場の建設について、財政	ごみ処理の施策は地方自治体が行うべき責	企画総務課
支出の抑制、税収アップやイメージアッ	務とされていますが、PFIの手法により、工	
プのため、自治体が運営するのではなく、	場の建設や運営を民間に長期委託して行うこ	
優良な民間企業を誘致すべき。	とはできます。しかし、手法 (ソフト) につい	

て、基本計画に定めることは、事業執行の選択 肢を狭めることにつながり、メリット・デメリ ットを検討しながら事業を進めることが最善 と考えます。

よって、このご意見につきましては、工場の 建設・運営を考える上で参考とさせていただき ますが、基本計画上に明記する内容ではないと 考えますので、原案のままとしました。

徹底したごみの減量化をめざし、循環型エコタウン構想として次のことを提案する。

- ・ ごみ問題について市民との共通理解 と協議の場所の設定
- ・ リサイクル・自然エネルギー利用技術 などを有する優良企業の誘致や環境 に配慮した事務所への優遇措置
- ・ 子どもたちの環境教育プログラムの 充実

など

このご意見には、徹底したごみの減量化をめざすとありますが、「基本方針」の中で「市民生活における資源の循環を確保できるようにする…資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成を推進できるように…総合的なごみ処理施策の推進に努める」として、ごみ減量化を推進するうえで、総合的に施策を進めるとしています。ご意見の内容は貴重ですので、今後の事業執行にあたって参考とさせていただきますが、基本計画上に明記する内容ではないと考えますので、原案のままとしました。

企画総務課

#### 第4節 市街地整備

意見の概要	市の考え方	回答課
「主要な計画」の「8. 近鉄あやめ池	あやめ池遊園地の跡地利用については、すで	都市計画課
駅周辺整備」に関して、まちづくりを誘	に土地所有者である近畿日本鉄道(株)、上池	
導するのではなく、支援をすることで住	の管理者である水利組合、また、地元代表者等	
民参加のまちづくりの実現を図るとする	で構成する「あやめ池遊園地跡地利用検討会」	
こと。	を設置し、地域住民の意見を反映しつつ自然環	
	境を活かした土地利用のあり方について検討	
	を進めており、地域住民等の意向を反映したま	
	ちづくりの実現を進めようとしているところ	
	であります。	
	なお、「まちづくり支援制度」は、基本的に	
	まちづくりを目指す区域内の関係権利者等の	
	発意に対して支援し、その区域のまちづくりを	
	推進することを狙いとしております。	
	今後、遊園地跡地利用計画の策定にあたり、	
	関係者から申し出があればその活動が制度要	
	綱に適合する場合には、支援していきたいと考	
	えております。	

近鉄あやめ駅周辺において自然環境を活かし、地域のコミュニティを大切にし、商店街の活性化と都市機能の向上をめざすためには、自動車中心のまちづくりではなく、国交省が進めている歩行者中心のまちづくりとするべきで、道も歩道、自転車道を優先すること。

都市計画道路(幹線道路)の整備については、 自動車交通の確保とともに集中発生する歩行 者交通も考慮した計画となっております。つま り、地域内の歩行者交通を区画道路や歩行者専 用道路により幹線道路に導くことが道路計画 の基本的な仕組みとなっており、また、歩道に ついては、歩行者通行量に応じた歩道幅員で連 続性を確保することになっております。

あやめ池駅周辺の道路整備や遊園地跡地利 用計画において必要となる道路計画について も、これを基本に検討してまいりたいと考えて おります。 都市計画課

#### 第5節 交通体系

意見の概要	市の考え方	回答課
パークアンドバスライド・サイクルラ	このご意見につきましては、交通渋滞の緩和	交通政策課
イドを交通体系の最優先とすること。	の観点から「パークアンドバスライド・サイク	
	ルライド」を重要な事業として認識しており、	
	このことは、すでに「主要な計画」の「4. 交	
	通渋滞の緩和」及び「主な事業」で記載してお	
	りますので、原案のままとしました。	

#### 第6節 道路

意見の概要	市の考え方	回答課
近鉄西大寺駅北口・南口で何らかの工	近鉄西大寺駅は、鉄道の結節点であり、また、	都市計画課
事は行われているが、肝心の「駅立体交	駅周辺には、大規模商業施設が立地しているに	
差」、駅周辺の道路整備に関して何も見	も関わらず幹線道路の整備水準が低く、自動車	
えてこない。住宅街や駅前なのに歩道が	交通に大きな課題を抱えていることについて	
なく、その上車の通行量も多いので早急	は認識しております。	
に工事すべき。	このことから、駅北側においては、西大寺一	
	条線、駅前広場(暫定整備)の整備を平成 17	
	年 11 月末に完了し、また、駅南側では、土地	
	区画整理事業により、西大寺阪奈線の整備をは	
	じめ区画道路などの整備を進めているところ	
	であります。	
	また、一方、鉄道により分断されている南北	
	市街地の連携を図り、円滑な自動車交通を確保	
	するため、連続立体交差事業について検討した	
	ところでありますが、西大寺駅は、奈良線・橿	
	原線・京都線の3線が結節していること、駅に	
	隣接して列車基地が存在すること、平城宮跡へ	

	影響を及ぼすこと、また、膨大な事業費が必要	
	となるなど、重大な課題が多く具体化するには	
	困難であると判断しております。	
	しかしながら、南北交通の連携を強化し、駅	
	周辺の円滑な交通処理を図ることが必要であ	
	るため、南北を結節する手法を後期基本計画に	
	おいて検討することとしております。	
京奈和自動車道路の建設は見直し、世	京奈和自動車道(大和北道路)の計画につい	都市計画課
界遺産の平城京跡の保護を優先するこ	ては、市域内に世界遺産に登録された平城宮跡	
٤.	をはじめとする重要な文化財・遺跡が多く存在	
	していることから、その保存・保全に配慮した	
	計画とするため、文化財などを専門分野とする	
	学識経験者等で構成された「地下水検討委員	
	会」「文化財検討委員会」において検討され、	
	また、PIプロセスを導入し、構想段階から住	
	民をはじめ幅広い分野から意見聴取を行うと	
	ともに、公正、中立な立場から計画を策定する	
	ために「大和北道路有識者委員会」を設置し、	
	十分審議されたところであります。	
	また、「有識者委員会」から提言されたルー	
	ト・構造を踏まえ、現在、奈良県では、環境影	
	響評価法に基づくアセスメントにおいて「文化	
	財」の環境要素項目を設定し、調査・予測・評	
	価が行われることになります。	
	これらのことから、大和北道路の計画につい	
	ては、文化財や埋蔵文化財の保護に十分配慮さ	
	れたルート・構造として計画されるものと判断	
	しております。	

# 第7節 交通安全

意見の概要	市の考え方	回答課
間違った運転をすれば人を殺すかもし	このご意見につきましては、市が規定できる	交通政策課
れないと認識できるので、自動車による	範囲を超えていますので、原案のままとしまし	
死亡事故には殺人罪を適用すべき。	た。	
放置自転車対策は自転車道路の整備と	この意見につきましては、総合計画の下で実	交通政策課
併せて推進すること。	施する具体的な施策において検討すべき事項	道路整備課
	ですので、原案のままとしました。	
自転車は自動車に比べて環境(大気汚	この意見につきましては、総合計画の下で実	道路整備課
染、騒音、振動、枯渇資源の使用など)	施する具体的な施策において検討すべき事項	
にもやさしいし、自動車よりも一人当た	ですので、原案のままとしました。	

りが占有する駐車(駐輪)面積も少なく
てすむので、自動車より自転車を利用し
やすい道にすること。

## 第9節 景観・自然環境

意見の概要	市の考え方	回答課
自然環境の保全にあたっては、「奈良	古都奈良の都市景観は自然環境や歴史的景	景観課
市環境基本計画」に沿って具体的目標を	観が奈良らしい個性的な都市空間を形成して	
設定して進捗管理すること。	います。これらを保全するため「基本方針」及	
	び「主要な計画」で法的規制や景観整備の推進	
	を掲げております。	
	「奈良市環境基本計画」ではこれを受けて"歴	
	史と自然を大切にする環境にやさしいまちづ	
	くり"を基本理念としており、「第3次総合計	
	画後期基本計画」の基本的な考え方と同じです	
	ので、原案のままとしました。	
	なお、主な事業は保全のための規制と指導で	
	すが、法令、条例等の遵守の他、目標設定でき	
	るものはその進捗管理を行いたいと考えてい	
	ます。	
あやめ上池周辺などは一企業に占有さ	あやめ池遊園地跡地は、上池を除き企業の所	都市計画課
せるのではなく早急に広く市民に開放す	有地であります。また、上池は、水利組合にお	
ること。	いて管理されており、行政が一方的に開放する	
	権利を有しているものでありません。	
	また、遊園地跡の現状を見ますと、すでに、	
	遊具などの施設は解体撤去され、ある程度の整	
	地が行われているものの市民に開放するには	
	危険な状態となっておりますので、開放するこ	
	とにつきましては、現状で避けるべきであると	
	判断しております。	

## 第10節 公園・緑地

意見の概要	市の考え方	回答課
遠くの公園・緑地より身近な公園・緑	あやめ池遊園地の跡地利用については、土地	都市計画課
地、公共交通でいける公園・緑地を市民	所有者である近畿日本鉄道 (株)、上池の管理	
が活用するので、中の川に憩いの森を建	者である水利組合、また、地元代表者などで構	
設するよりもあやめ上池周辺を必要部分	成する「あやめ池遊園地跡地利用検討会」を設	
買い取るなどして、人間の手を加えるこ	置し、自然環境等に配慮した土地利用や施設設	
となく自然そのままの公園にすること。	置のあり方について検討を行っており、平成	
	18 年3月末を目途に一定の方向性をまとめた	

いと考えております。	
自然公園としての整備の必要性についても、	
この「跡地利用検討会」での検討過程において	
議論されるものと考えており、その結果を見極	
めた上で対応したいと考えております。	

# 第11節 河川・水路

意見の概要	市の考え方	回答課
計画に「水都 復活」大和川水運とた	奈良市域から大和川へ通じる河川は、富雄川	河川課
め池復権を軸にした総合政策の観点を加	と佐保川となっており、いずれも一級河川で県	
えるべき。	の管理となっております。これらの河川につい	
朝鮮半島の物資が大阪湾を経由して大	ては、県が河川整備計画を策定し進めていま	
和川を遡り、奈良盆地に至るルートを掘	す。このため、このご意見につきましては、後	
り起こし、古代・中近世の交通史を再発	期基本計画に規定できる範囲を超えています	
見することで郷土学習効果を、古代水運	ので、原案のままとしました。	
の一部を再現して新しい観光行事を創設		
することで経済効果を、親水型護岸の整		
備することで心がやすらぐ健康効果・防		
災効果をもたらすことができる。		

# 第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

### 第2節 農林

意見の概要	市の考え方	回答課
会社員から農業に転職することができ	このご意見につきましては、「主要な計画」	農林課
やすい制度を制定すること。	の「1.農業生産体質の強化」で「新規就農の	
	促進に努める」とすでに記載しており、また、	
	総合計画の下で実施する具体的な施策におい	
	てさらに検討すべき事項ですので、原案のまま	
	としました。	
農地の荒廃防止のために、貸し出し制	このご意見につきましては、「主要な計画」	農林課
度など具体的施策を立案すること。	の「1.農業生産体質の強化」で「耕作放棄地	
	の解消策の推進」とすでに記載しており、また、	
	総合計画の下で実施する具体的な施策におい	
	てさらに検討すべき事項ですので、原案のまま	
	としました。	
農産物の地産地消運動及びその啓発活	このご意見につきましては、「主要な計画」	農林課
動を推進すること。	の「4.新しい農業の展開」で「地域の特産物	
	を活かした新ブランドの創出と地産地消の推	
	進に努める。」とすでに記載していますので、	
	原案のままとしました。	
大和川の分身であり、「農業土木遺産」	ため池の持つ公益的機能 (多様な機能) も表	農林課
とも呼べるため池は治水、景観、環境、	現するために、「5. 農業生産基盤整備と施設	
歴史、防火など多様な効果を有している	の整備」の文中を次のとおり <u>修正しました。</u>	
ので活用すべき。		
	【修正前】「県営ほ場整備及び広域営農団	
	地農道 (グリーンロード) 整備事業や、ため池	
	整備事業等の土地改良事業や大和高原国営農	
	用地開発事業にともなう灌漑施設整備の推進	
	を図る。」	
	$\downarrow$	
	【修正後】「県営ほ場整備及び広域営農	
	団地農道 (グリーンロード) 整備事業や、 <u>公益</u>	
	<b>的機能も考慮した</b> ため池整備事業等の土地改	
	良事業や大和高原国営農用地開発事業にとも	
	なう灌漑施設整備の推進を図る。」	
上水道の安全が高めるためにも、無農	このご意見につきましては、「主要な計画」	農林課
薬、減農薬の生産の補助制度を創設する	の「6.環境に配慮した農業の展開」で「農業	
こと。	の環境への負担軽減を進めるため、減農薬栽	
	培、畜産の施設整備、茶の肥料使用量削減や農	
	業用廃プラスチックの適正処理等をめざした	

	営農体制、営農実践に努める。」とすでに記載	
	しており、また、総合計画の下で実施する具体	
	的な施策においてさらに検討すべき事項です	
	ので、原案のままとしました。	
森林保全のため、里山、スギ・ヒノキ林等	このご意見につきましては、「主要な計画」	農林課
の生産緑地の保全活動を目的とする NPO	の「7. 林業の振興」で「市民ボランティアや	
に対する助成金制度を創設すべき。	民間団体と一体となって、里山を中心とした森	
	林の整備と保全に取り組む。」とすでに記載し	
	ていますので、原案のままとしました。	
バイオマス発電などを官民共同で行	このご意見につきましては、財政面を含めて	農林課
い、廃材や森林の間伐材を有効利用すべ	様々な観点から十分な検討が必要であり、現段	
き。二次的効果として清美工場で処理す	階において後期基本計画に規定することはで	
るゴミ減量、森林保全にもつながる。	きませんので、原案のままとしました。	
大和高原を現代の薪炭林(バイオマス		
エネルギー)の供給地としてとらえ、そ		
の交通手段としてトロッコ列車形式で森		
林鉄道を整備する。		